

# 川崎市

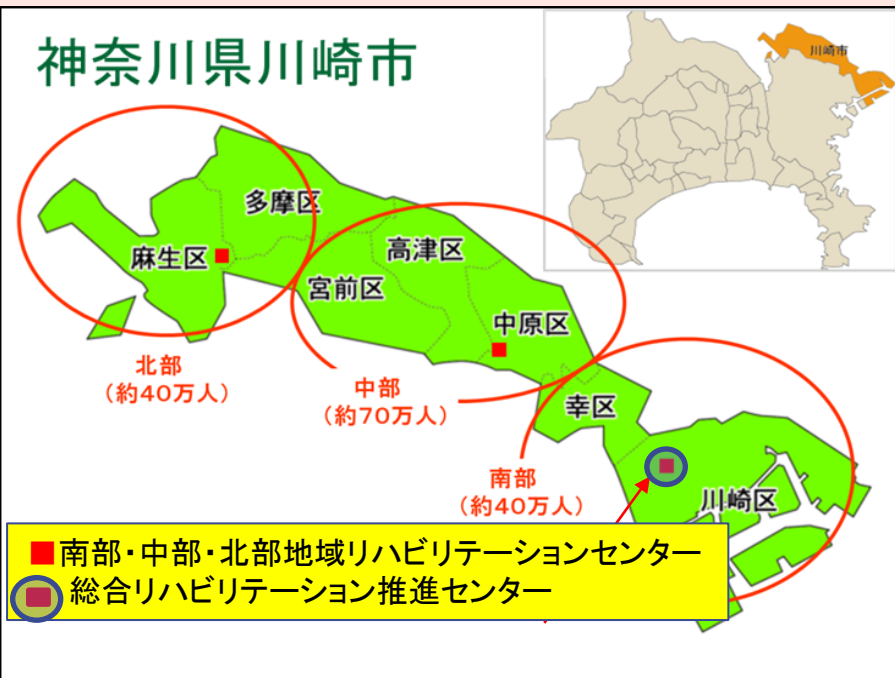
## 対象者全員に必要な支援を届けるために

川崎市では精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができることを目指して、市自立支援協議会の専門部会として地域移行・地域定着支援部会を設置し、4つのワーキンググループを展開、課題解決に向けて取り組んでいる。

令和3年4月の総合リハビリテーション推進センター開設及び10月の相談支援センターの再編整備を踏まえ、ワーキンググループの活性化を図り、ピアサポーターの活用を含めた個別支援の取り組み拡充及び医療・保健、福祉の重層的な支援体制の構築等の体制整備強化を図っていきたい。

## 1 県又は政令市の基礎情報

### 神奈川県川崎市



取組内容 ～地域移行・地域定着支援の拡充に向けて～

- ・市内従事者向けに特化したガイドラインの作成普及啓発から実践へつなげる。
- ・多様な住まい方と場の確保  
市居住支援協議会と連携し居住支援体制の強化を図る。
- ・必要とされる社会資源の再確認  
オンラインの活用などで地域生活のイメージづくり。
- ・業務の見える化  
各機関の役割再確認、整理し連携強化を図る。

### 基本情報（都道府県等情報）

市町村数 (R3年4月時点)	1	市町村		
人口 (R3年4月時点)	1,539,946	人		
精神科病院の数 (R3年4月時点)	9	病院		
精神科病床数 (R3年4月時点)	1,758	床		
入院精神障害者数 (R2年4月時点)	合計	1,530	人	
	3か月未満 (%:構成割合)	452	人	
		295	%	
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	344	人	
		22.5	%	
	1年以上 (%:構成割合)	734	人	
48.0		%		
うち65歳未満		289	人	
	うち65歳以上	445	人	
退院率 (H29年6月時点)	入院後3か月時点	64.5	%	
	入院後6か月時点	80.0	%	
	入院後1年時点	86.0	%	
相談支援事業所数 (R2年4月時点)	基幹相談支援センター数	7	か所	
	一般相談支援事業所数	54	か所	
	特定相談支援事業所数	95	か所	
保健所数 (R3年4月時点)	1 (7支所)	か所		
(自立支援)協議会の開催頻度 (R3年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	6	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R2年4月時点)	障害保健福祉圏域	有	1 / 1	か所/障害圏域数
	市町村	有	1 / 1	か所/市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

川崎市では、市地域自立支援協議会に精神障害者地域移行・地域定着支援部会を設け、退院可能な方たちの受け入れ体制を整えていくために4つのワーキンググループ(WG)で取り組みを進めている。

### 1. 人材育成WG

- ・市内従事者向けに特化したガイドラインの作成、普及啓発から実践へつなげる。

### 2. 居住支援定着WG

- ・多様な住まい方と場の確保にむけて、市居住支援協議会と連携し支援体制の強化を図る。

### 3. 社会資源WG

- ・必要とされる社会資源の再確認。オンラインの活用などで地域生活のイメージづくり。

### 4. 業務整理WG

- ・業務の見える化。各機関の役割の再確認、整理し連携強化を図る。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- ・平成16年度「精神障害者退院促進支援事業」を開始。平成20年度市北部地域に精神保健福祉センター分室機能を設置。平成21年度「川崎市精神障害者地域移行支援特別対策事業」となり、市直営の生活支援センター内に地域体制整備コーディネーターと地域移行推進員が配置され「地域移行支援特別対策協議会」を開催。
- ・平成25年度「川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援事業」と名称変更。障害者相談支援センターが市内7区、各区ごとに基幹型1ヶ所、地域型3ヶ所、計4ヶ所ずつに再編、設置。
- ・平成26年度「川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業」に変更、全ての地域住民を対象とした「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定。
- ・平成28年度 井田地域生活支援センター「はるかぜ」が地域移行・地域定着支援体制整備事業を指定管理内容に含め運営開始。市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会の設置、精神保健福祉センター内に体制整備担当を設置。また市中部、南部地域に精神保健福祉センター分室機能を設置。
- ・平成29年度より同部会に居住支援等、課題別のワーキンググループを設置。構築支援事業に参加開始。
- ・平成31年度 北部モデル圏域以外に中部圏域に構築支援事業を展開。
- ・令和2年度 川崎市居住支援協議会との意見交換会を開催。
- ・令和3年度全ての住民を対象とした「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念に総合リハビリテーション推進センターを開設。

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

## ＜令和2年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①地域移行支援未実施事業所の個別支援の実施	4人	令和3上半期 調査	
②市居住支援協議会との意見交換会	1回	1回	不動産事業者と福祉関係者の視点の違いを確認。家主らが抱えている不安に対して、借主の信用力を補うしくみが必要であることを確認し、次年度から具体的な対応方法を検討していく。
③地域移行支援の見える化のためのアンケート調査の実施	1回	1回	地域移行支援対象者実態調査(医療機関向け)、川崎市における精神障害者地域移行・地域定着支援に関するアンケート調査(相談支援センター向け)の実施。

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

## 【特徴(強み)】

- ・市内の南、中、北部の3圏域のキャッチメントエリアは3それぞれ30分圏内。
- ・相談支援センター、区役所、地域リハビリテーションセンター等の重層的な相談支援体制が整備されている。
- ・部会の参画機関が充実(病院、相談支援、行政、住宅供給公社)、居住支援協議会との連携(住まいの相談窓口の活用)。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
業務の見える化による役割の再確認	市自立支援協議会地域移行地域定着支援部会において課題別にワーキンググループ(以下WG)を設置し個別作業等を取り入れながら、隔月開催のグループの取り組みが主体的に取り組めるように会議前の事務局会議で企画検討等、十分な準備を行う。	行政	各WGの企画、進行、取りまとめ等中心的役割。
		医療	部会事務局員として行政職員と協働。
		福祉	同上
		その他関係機関・住民等	
社会資源の活用及び居住支援施策等の体制強化	それぞれ計画した目標を達成できるように各WGで抽出された課題に対し施策の進捗に向けて3年間の長期目標(単年度毎に積み重ね)を設定し、WGごとの目標達成を目指す。	行政	各WGの企画、運営、取りまとめ等中心的役割。
		医療	部会事務局員として行政職員と協働。
		福祉	同上
		その他関係機関・住民等	宅建協会(不動産店)との協力体制を推進。

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
①重層的な支援による個別支援の取り組み	53件(R1年度)	61件	取り組みの拡充
②居住支援協議会との意見交換の場の設定	1回/年	2~3回	居住支援関係者との連携及び居住支援施策の体制強化

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容	
R3年4月	(事務局会議) ①専門部会の開催 (事務局会議)	【部会】ワーキンググループ(WG)活動 (①人材育成、②居住支援定着、③社会資源、④業務整理)	
6月	②専門部会の開催 (事務局会議)	【部会】①～④WG開催	
8月	③専門部会の開催 (事務局会議)	【部会】①～④WG開催	主体的な取り組みとなるように 部会の合間には個人作業等を 設ける。
10月	④専門部会の開催 (事務局会議)	【部会】①～④WG開催	
12月	⑤専門部会の開催 (事務局会議)	【部会】①～④WG開催	
R4年			
2月	⑥専門部会の開催	【部会】年度のまとめ (活動内容を冊子にまとめる)	
3月	(事務局会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WGの成果に基づき次年度の活動計画の作成</li> <li>・市自立支援協議会(全体会)で1年間の活動報告</li> </ul>	

## モデル圏域から自治体全体への展開に向けた方針

### 自治体全体への展開に向けた方向性

R3年度は市内の相談支援体制の再編や総合リハビリテーション推進センターの開設など相談支援体制強化を図る。ソフトの面については基幹相談支援センターや地域リハビリテーションセンターの後方支援体制による地域移行・地域定着支援の拡充を目指す。ハード面では住まいの確保に向けて住宅関連部局と引き続き協議を重ね居住支援協議会との連携を図り居住支援の充実を目指す。

### <自治体全体への展開に向けた具体的な取組方針>

#### 1年目(令和3年度)

##### ・個別支援について

既存のモデル圏域から市内全域への展開

・居住支援協議会(宅建業者)との意見交換やWGへの参加依頼、居住支援法人の研修会の実施等も検討。

#### 2年目(令和4年度)

##### ・個別支援について

既存のモデル圏域から市内全域への展開

・居住支援協議会等において居住支援施策の体制強化について協議。

#### 3年目(令和5年度)

##### ・個別支援について

既存のモデル圏域から市内全域への展開

・新たな居住支援体制の取り組み開始



# 川崎市

## 対象者全員に必要な支援を届けるために

川崎市では精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができることを目指して、市自立支援協議会の専門部会として地域移行・地域定着支援部会を設置し、4つのワーキンググループを展開、課題解決に向けて取り組んでいる。

令和3年4月の総合リハビリテーション推進センター開設及び10月の相談支援センターの再編整備を踏まえ、ワーキンググループの活性化を図り、ピアサポーターの活用を含めた個別支援の取り組み拡充及び医療・保健、福祉の重層的な支援体制の構築等の体制整備強化を図っていきたい。

## 1 圏域の基礎情報

## 基本情報

市町村数（R3年4月時点）		1	市町村	
人口（R3年4月時点）		1,539,946	人	
精神科病院の数（R3年4月時点）		9	病院	
精神科病床数（R3年4月時点）		1,758	床	
入院精神障害者数 （R2年4月時点）	合計	1,530	人	
	3か月未満（％：構成割合）	452	人	
		29.5	％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	344	人	
		22.5	％	
	1年以上（％：構成割合）	734	人	
48.0		％		
	うち65歳未満	289	人	
	うち65歳以上	445	人	
退院率（H29年6月時点）	入院後3か月時点	64.5	％	
	入院後6か月時点	80.0	％	
	入院後1年時点	86.0	％	
相談支援事業所数 （R2年4月時点）	基幹相談支援センター数	7	か所	
	一般相談支援事業所数	54	か所	
	特定相談支援事業所数	95	か所	
保健所数（R3年4月時点）		1（7支所）	か所	
（自立支援）協議会の開催頻度（R3年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	6	回／年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R2年4月時点）	障害保健福祉圏域	有	1 / 1	か所／障害圏域数
	市町村	有	1 / 1	か所／市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

川崎市では、市地域自立支援協議会に精神障害者地域移行・地域定着支援部会を設け、退院可能な方たちの受け入れ体制を整えていくために4つのワーキンググループ(WG)で取り組みを進めている。

### 1. 人材育成WG

- ・市内従事者向けに特化したガイドラインの作成、普及啓発から実践へつなげる。

### 2. 居住支援定着WG

- ・多様な住まい方と場の確保にむけて、市居住支援協議会と連携し支援体制の強化を図る。

### 3. 社会資源WG

- ・必要とされる社会資源の再確認。オンラインの活用などで地域生活のイメージづくり。

### 4. 業務整理WG

- ・業務の見える化。各機関の役割の再確認、整理し連携強化を図る。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- ・平成16年度「精神障害者退院促進支援事業」を開始。平成20年度市北部地域に精神保健福祉センター分室機能を設置。平成21年度「川崎市精神障害者地域移行支援特別対策事業」となり、市直営の生活支援センター内に地域体制整備コーディネーターと地域移行推進員が配置され「地域移行支援特別対策協議会」を開催。
- ・平成25年度「川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援事業」と名称変更。障害者相談支援センターが市内7区、各区ごとに基幹型1ヶ所、地域型3ヶ所、計4ヶ所ずつに再編、設置。
- ・平成26年度「川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業」に変更、全ての地域住民を対象とした「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定。
- ・平成28年度 井田地域生活支援センター「はるかぜ」が地域移行・地域定着支援体制整備事業を指定管理内容に含め運営開始。市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会の設置、精神保健福祉センター内に体制整備担当を設置。また市中部、南部地域に精神保健福祉センター分室機能を設置。
- ・平成29年度より同部会に居住支援等、課題別のワーキンググループを設置。構築支援事業に参加開始。
- ・平成31年度 北部モデル圏域以外に中部圏域に構築支援事業を展開。
- ・令和2年度 川崎市居住支援協議会との意見交換会を開催。
- ・令和3年度全ての住民を対象とした「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念に総合リハビリテーション推進センターを開設。

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

### <令和2年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①地域移行支援未実施事業所の個別支援の実施	4人	令和3上半期調査	
②市居住支援協議会との意見交換会	1回	1回	不動産事業者と福祉関係者の視点の違いを確認。家主らが抱えている不安に対して、借主の信用力を補うしくみが必要であることを確認し、次年度から具体的な対応方法を検討していく。
③地域移行支援の見える化のためのアンケート調査の実施	1回	1回	地域移行支援対象者実態調査(医療機関向け)、川崎市における精神障害者地域移行・地域定着支援に関するアンケート調査(相談支援センター向け)の実施。